

「改正民法」施行により2020年4月から

20年間のカルテの保管が必要になります

民法の改正により生命・身体への侵害による損害賠償請求権の時効期間が最長で20年となり、20年間のカルテの保管期間が必要になります

現在の医療過誤による損害賠償請求の仕組みと時効

患者等が医療機関を訴える場合は、診療契約の債務不履行又は不法行為を法的根拠として損害賠償を請求します。従来は、債務不履行を根拠とする場合は、権利行使可能時から10年、不法行為を根拠とする場合は、過誤を知ってから3年が時効期間の基本的な考え方であり、訴訟等を想定すれば、10年間のカルテ保管が必要でした。

民法改正後の消滅時効期間

この度、民法の消滅時効の規定が改正され、生命・身体への侵害による損害賠償請求に特則が設けられます。改正後は、医療過誤訴訟について、債務不履行を根拠とする場合は、権利行使可能時から20年、不法行為を根拠とする場合は、過誤を知ってから5年が時効期間の基本的な考え方になります。したがって、最長で20年間は損害賠償請求を受ける可能性があります、カルテを20年保管しておかないと、裁判で医療の正当性を主張することが困難になることがあります。

カルテの保管のヒント

医療法では、カルテの保管期間は紙媒体（歯科）で5年間と決められていますが、裁判の場合は電子媒体で保管されたカルテも証拠となりますので、保管場所も困らないと思います。